

事務事業評価シート

評価年度	平成29年度	対象事業年度	平成28年度
------	--------	--------	--------

所属・担当者氏名	保健部 地域包括支援課 支援係 西岡 寿	評価責任者 (担当課長)	地域包括支援課長 佐藤博美
----------	----------------------	-----------------	---------------

1. 事務事業の種類

① 事務事業の名称	権利擁護事業		② 整理番号	02220301-002
③ 第4次総合計画の施策の体系	章	心豊かな市民・教育・福祉		
	節	安心と健康、生きがいのある福祉社会の実現		
	項	高齢者福祉の充実		
	号	高齢者の健康で自立した生活づくり		
④ 関連する個別計画	第6期介護保険事業計画		⑥ 事務の種類	自治事務
⑤ 根拠法令・条例等	介護保険法・大和高田市地域包括支援センター設置規則			

2. 事務事業の概要

① 目的 (何のために)	高齢者の生命や人権、尊厳ある生活を守るために権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。
② 対象 (誰・何を対象として)	大和高田市の介護保険第1号被保険者
③ 手段 (どのようなやり方で)	・権利擁護に係る講演会等による啓発活動 ・電話相談、家庭訪問、来所相談等により得られた情報から、実態調査・実態把握を行う。 ・虐待等危機介入が必要な場合には、警察、弁護士、病院等に協力を得て、法的措置を講じる。 ・成年後見制度を活用する。
④ 成果 (どのような効果を得ようとしているのか)	・高齢者の生命と生活の安全の確保 ・適正な契約や金銭管理 ・虐待の早期発見・早期対応 ・虐待や消費者被害の防止 ・法定成年後見制度の活用による金銭管理や契約締結

3. 投入された年間総事業費及び人件費の推移

※概算人件費は「人件費計算シート」による

(単位：千円、人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 直接事業費	291	609	399	434	(予算) 1,980
② 概算人件費	(0.88) 6,634	(0.98) 7,150	(1.17) 7,956	(1.59) 10,700	
一般職員 (職員数)	(0.86) 6,574	(0.98) 7,150	(1.04) 7,636	(1.46) 10,378	
嘱託職員 (職員数)	(0.02) 60		(0.13) 320	(0.13) 322	
臨時職員 (職員数)					
③ 合 計 (① + ②)	6,925	7,759	8,355	11,134	1,980
④ 特定財源 (国・県支出金、市債など)	5,557	6,227	6,726	8,935	1,594
⑤ 一般財源 (③ - ④)	1,368	1,532	1,629	2,199	386

4. 評価指標

種類	指 標 名	指標の算出方法等	実 績 値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動指標	① 権利擁護研修・講演会の実施	実施回数	1 回	2 回	2 回	1 回
	② 相談窓口開設日数	窓口開設日数	244 日	244 日	243 日	242 日
成果指標	① 講演会参加人数	参加人数	60 人	80 人	54 人	114 人
	② 相談件数	相談延件数	930 件	1,044 件	1430 件	1,811 件
効率指標	①					
	②					

5. 項目別評価

評 価 の 視 点	3段階評価	評 価 の 根 拠
①妥当性 (目的及び市の関与は妥当ですか)	A	少子高齢化・家族形態の変化・コミュニティの希薄化・経済的不況・認知症高齢者の増加など、高齢者の命や生活を脅かす課題が多々存在しており、多問題・処遇困難な問題を抱える高齢者が増加している。制度やサービスが増えてはいるものの、それをうまく利用できない高齢者や家族もいる中で、調整機能を果たす役割は、大きいと考えられる。
②有効性 (成果は向上していますか、向上していない場合向上のために改善の余地はありますか)	A	年々、相談対応する内容が複雑多岐になり、長期化している。超高齢化社会の中で、公正中立な立場で相談できる場所の有効性は大きいと考えられる。総合的な相談業務であるだけに、職員(専門的知識を持った人材)の確保が重要である。安定した人材の配置が必要であるとともに、職員では対応しきれぬ問題に外部からのコンサルティングやアドバイスが必要である。
③効率性 (コスト・受益者負担は適切ですか、不適切な場合改善の余地はありますか)	A	成年後見の申立てに際して、債務整理や親族調査等に時間を要する場合は、弁護士等に委託することで効率化を図っている。

6. 今後の方向性 A 現状のまま継続、B 見直し(重点化、縮小、統合など)のうえ継続、C 休止、D 完了・廃止

判 定	具体的な改善・見直しの内容(「B 見直しのうえ継続」の場合に限る。)
B	☒ 人件費の重点化 ☒ 予算の重点化 ☐ 事業の縮小 ☐ 事業の統合 ☐ 実施内容の変更 ☐ その他
	高齢者虐待防止法に基づき、地域包括支援センター機能の中に虐待相談の窓口機能がある。今後、ますます、高齢者やその周囲からの権利擁護に関する相談は増加すると思われる。成年後見制度の利用による金銭管理や契約、身上監護などの案件が増加傾向にある。成年後見制度利用が必要な潜在するケースへの早期の働きかけが必要である。高齢者の生命と生活の安全・安心の確保は、市行政にとって重要な課題であり、重点化すべきであると考ええる。また、成年後見制度については、より複雑化した課題を抱える高齢者を支えるため、行政内部での協力体制や弁護士、司法書士、医師、県、地域組織等とのネットワークを強化していく必要がある。

7. 2次評価 A 現状のまま継続、B 見直し(重点化、縮小、統合など)のうえ継続、C 休止、D 完了・廃止

判 定	具体的な改善内容・改善計画(「B 見直しのうえ継続」の場合に限る。)